

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年2月25日(2021.2.25)

【公開番号】特開2018-24692(P2018-24692A)

【公開日】平成30年2月15日(2018.2.15)

【年通号数】公開・登録公報2018-006

【出願番号】特願2017-179099(P2017-179099)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/34 (2006.01)

A 6 1 P 17/14 (2006.01)

A 6 1 Q 7/00 (2006.01)

A 6 1 K 31/047 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/34

A 6 1 P 17/14

A 6 1 Q 7/00

A 6 1 K 31/047

【手続補正書】

【提出日】令和3年1月5日(2021.1.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

D - chirō - イノシトールを含む外用剤である育毛剤。

【請求項2】

D - chirō - イノシトールの含有量が全体に対して0.001~20重量%である、請求項1に記載の育毛剤。

【請求項3】

D - chirō - イノシトールの含有量が全体に対して0.01~10重量%である、請求項1または2に記載の育毛剤。

【請求項4】

毛幹成長促進または発毛に用いるため、請求項1~3のいずれか一項に記載の育毛剤。

【請求項5】

毛幹伸長速度を向上させるために使用する、請求項1~4のいずれか一項に記載の育毛剤。

【請求項6】

毛幹最大長を向上させるために使用する、請求項1~4のいずれか一項に記載の育毛剤。

【請求項7】

毛幹径を増大させるために使用する、請求項1~4のいずれか一項に記載の育毛剤。

【請求項8】

毛数を増加させるために使用する、請求項1~4のいずれか一項に記載の育毛剤。

【請求項9】

発毛が停止した、または発毛能力が低下した毛穴から新しい毛が発毛することを促進す

るために使用する、請求項 1 ~ 4 および 8 のいずれか一項に記載の育毛剤。

【請求項 1 0】

毛周期における休止期を短縮するために使用する、請求項 1 ~ 4、8 および 9 のいずれか一項に記載の育毛剤。

【請求項 1 1】

停止した毛周期を再開させるために使用する、請求項 1 ~ 4、8 および 9 のいずれか一項に記載の育毛剤。

【請求項 1 2】

溶液である、請求項 1 ~ 1 1 のいずれか一項に記載の育毛剤。

【請求項 1 3】

ヒトの頭髪用の、請求項 1 ~ 1 2 のいずれか一項に記載の育毛剤。

【請求項 1 4】

請求項 1 ~ 1 3 のいずれか一項に記載の育毛剤を対象に投与することを含む育毛方法。